

違法駐車取締り制度が変わります！

放置車両についての使用者責任の拡充や、放置車両の確認と標識の取付けに関する事務（確認事務）の民間委託等を含む新しい駐車制度が、6月1日からスタートします。

1 放置違反金制度の導入

- ◆ 確認標識（ステッカー）が取り付けられた車両について、運転者の責任追及ができない場合、放置車両の使用者に放置違反金（反則金と同額）の納付が命ぜられる場合があります。
- ◆ 放置違反金の納付を繰り返し命ぜられた車両の使用者に対しては、一定期間、車両の使用を制限する命令がなされます。

2 車検拒否制度の導入

- ◆ 放置違反金を滞納して公安委員会による督促を受けた者は、滞納状態が解消されない限り、車検手続きを完了することができません。

3 短時間の放置駐車取締り強化

- ◆ 良好な駐車秩序を維持するため、放置駐車違反であることが確認された車両については、駐車時間の長短にかかわらず、ステッカーの取付け対象とします。

4 確認事務の民間委託

- ◆ 警察官以外に民間の「駐車監視員」が巡回し、放置車両違反の車両を確認した場合は、その車両にステッカーを取り付けます。
- ◆ 確認事務の民間委託を行う警察署については、駐車監視員が重点的に取締りを行う場所、時間帯などを定めたガイドラインを策定、公表します。

朝来警察署

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ

兵庫県内で、印刷回路基板（プリント基板）の部品差し、ワイヤーハーネスのハウジング入れ（カプラー差し）等の業務に従事する家内労働（内職）者に支払う最低工賃が、下の表の金額に引き上げられました。

品目	工程	規格	金額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

平成 18 年 3 月 10 日から

※最低工賃とは家内労働（内職）者に支払われる工賃の最低額を決めるものです。

兵庫県労働局

ホームページアドレス <http://www.hyogo-roudoukyoku.go.jp>
労働基準部賃金課 TEL 078 - 367 - 9154

関西電力・消防署等の社員を装う者による 詐欺・窃盗に注意！

関西電力や電話会社、消防署などの社員等を装い、不安がらせ言葉巧みに機器を売りつけたり、調査と偽り金品を盗むなどの事件が多発しています。

**被害にあわないように
気をつけましょう！**

「従業員証明書」等を携帯していますので、「従業員証明書」等の提示を求めてください。

不審な点があれば、お尋ねください。

朝来警察署 TEL 672 - 0110

新温泉町発足による県事務所の名称変更等

4月1日、新温泉町に所在する事務所の名称等が次のように変わります。

浜坂健康福祉事務所と美方健康福祉事務所の統合

- ・現在、両事務所で所掌している業務は、引き続き統合後の事務所でを行います。
- ・場所は、現在の浜坂健康福祉事務所の庁舎（新温泉町三谷 389-1）になります。

名称の変更

現行	改正
浜坂健康福祉事務所(浜坂保健事務所)	統合 新温泉健康福祉事務所 (新温泉保健事務所)
美方健康福祉事務所	
浜坂農業改良普及センター	新温泉農業改良普及センター
浜坂土木事務所	新温泉土木事務所

■問い合わせ 但馬県民局総務課 TEL 0796 - 26 - 3633